

**(仮称)新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例の
制定に向けたパブリック・コメント
～皆様のご意見をお聴かせください～**

令和7年3月に策定した新宿区マンション等まちづくり方針に基づき、快適でゆとりある良好な住環境の形成と、防災性が高く環境に配慮したまちづくりを推進するため、開発事業者に対して市街地環境の向上を要請していくための事前協議を義務付ける新たな条例を検討しています。条例の制定にあたり、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、皆様から広くご意見を募集します。

なお、ご意見に対する区の考え方は、区ホームページにおいて後日公表します。

記

【募集期間】

令和7年9月15日(月・祝)から令和7年10月15日(水)まで(必着)

【意見を提出できる方】

- 区内に住所のある方
- 区内に事務所又は事業所がある方(法人、団体も含む)
- 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- 区内の学校に在学する方
- その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

【資料の閲覧及び配布場所】

住宅課(本庁舎7階)、区政情報課(本庁舎3階)、区政情報センター(本庁舎1階)、各特別出張所、各区立図書館

区ホームページでは、資料の掲載及び説明動画の配信を行っています。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file14_01_00001.html



【意見の提出方法】

意見用紙に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、窓口持参(平日8時30分から17時15分まで)により、ご提出ください。区ホームページの意見フォームからのご意見をお寄せいただけます。

意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、氏名など個人が特定できる情報は公開いたしません。

【提出先】

新宿区都市計画部住宅課居住支援係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所7階

電話:03(5273)3567 FAX:03(3204)2386